

○津幡町福祉センター条例

昭和49年10月1日

条例第45号

改正 昭和51年3月25日条例第10号

昭和57年3月23日条例第9号

昭和57年12月20日条例第27号

昭和59年3月26日条例第3号

昭和63年12月23日条例第23号

平成元年3月24日条例第8号

平成11年12月10日条例第30号

平成12年9月8日条例第51号

平成13年3月15日条例第4号

平成16年12月10日条例第31号

平成17年9月12日条例第29号

令和2年9月14日条例第24号

(目的及び設置)

第1条 津幡町は、本町住民の福祉及び生活の維持向上を図ることを目的として住民の利用に供するため、津幡町福祉センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 津幡町福祉センター

位置 津幡町字加賀爪ニ3番地

(開館時間)

第3条 センターの開館時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第4条 センターの休館日は、12月29日から翌年1月3日までとする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(利用の制限)

第5条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、センターへの入場を拒み、又は

退場を命ずることができる。

- (1) 利用者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者
- (2) 危害を及ぼす物品又は動物を携行する者
- (3) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる者
- (4) その他管理上の指示に従わない者

(使用の承認)

第6条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を承認しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (3) その他センターの管理運営に支障があると認められるとき。

2 町長は、センターの管理上必要があると認めるときは、前項の承認の際、必要な条件を付することができる。

(使用の承認の取消し等)

第7条 町長は、前条の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の承認を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは使用条件を変更することができる。

- (1) 前条第1項各号のいずれかに該当するとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (3) 使用の申請に偽りがあったとき。
- (4) 災害その他やむを得ない事情があるとき。

(使用料)

第8条 使用者は、別表に定める使用料を使用の承認の際、前納しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第9条 町長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の不返還)

第10条 既納の使用料は返還しない。ただし、町長が特に理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第11条 使用者は、使用の承認によって生ずる権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備)

第12条 使用者は、センターの使用に際し、特別の設備をしようとするときは、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

(原状回復義務)

第13条 使用者は、センターの使用を終えたときは、直ちにその設備その他を原状に復さなければならない。使用の取消し又は使用の中止を受けた場合も同様とする。

2 使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、町長が代わって執行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償)

第14条 使用者は、故意又は過失によってセンターの施設、設備等を損傷又は滅失したときは、町長の定める額を賠償しなければならない。ただし、町長が特にやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(規則への委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和51年3月25日条例第10号)

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則 (昭和57年3月23日条例第9号)

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則 (昭和57年12月20日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和59年3月26日条例第3号)

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則 (昭和63年12月23日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年3月24日条例第8号)

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成11年12月10日条例第30号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年9月8日条例第51号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年3月15日条例第4号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年12月10日条例第31号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月12日条例第29号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（令和2年9月14日条例第24号）

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

別表（第8条関係）

津幡町福祉センター使用料

区分	午前	午後	夜間	全日
	午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時 30分	午前9時～午後9時 30分
第1研修室	2,300円	3,000円	2,600円	7,900円
第2研修室	1,000円	1,300円	1,100円	3,400円
第3研修室	1,000円	1,300円	1,100円	3,400円
相談室	500円	700円	600円	1,800円
大ホール	6,900円	9,200円	8,900円	22,500円

備考

- 1 夏期間及び冬期間は、冷暖房料として各区分ごとに当該区分の使用料の額に100分の40を乗じて得た金額を加算する。
- 2 町民以外の者が使用する場合は、当該使用料の額に100分の50を乗じて得た金額を加算する。ただし、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条の規定による使用の場合を除く。
- 3 営利宣伝の目的で使用する場合は、当該使用料の額に100分の100を乗じて得た金額を加算する。

- 4 2及び3を適用する場合において、重複して該当するときは、それぞれの項における倍率を乗じて得た額を加算する。
- 5 特別な設備をしたことに伴い新たな経費を要する場合は、時価相当額を加算する。
- 6 使用時間には、準備及び原状回復等使用に必要な一切の時間を含むものとする。
- 7 使用時間がやむを得ない理由により、この表の使用時間の区分による時間を超過する場合の超過時間に対する使用料は、その超過時間が午前9時以前の場合及び正午以後の場合は午前の金額を、午後9時30分以後の場合は夜間の金額を時間割により徴収する。この場合において、その超過時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。
- 8 使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。